

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望別(規制改革/A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的な実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5004	5004001	z12001	文部科学省	文化財保護法第93条第2項、第184条第1項第6号、文化財保護法施行令第5条第2項	本発掘調査の要否を判断する権限は、文化財保護法の改正により平成12年4月1日に地方へ委譲され、都道府県等の教育委員会にあります。	e	開発によって消滅していく過疎の保護について厳格であるならば、それは勿論であり、発掘せずに破壊するよりも、その他の方法で保護する方が良いとされるべきである。しかし、その過疎の区域では、その他の地域の歴史・文化環境を形成する重要な要素であることがある。基本的には各地域で保存・活用されるべきである。	d	本発掘調査の要否を判断する権限は、地方への権限委譲により、都道府県等の教育委員会にあります。文化庁が判断することは適当ではないと考えます。	開発によって消滅していく過疎の保護について厳格であるならば、それは勿論であり、発掘せずに破壊するよりも、その他の方法で保護する方が良いとされるべきである。しかし、その過疎の区域では、その他の地域の歴史・文化環境を形成する重要な要素であることがある。基本的には各地域で保存・活用されるべきである。	埋蔵文化財は、国民共通の貴重な国民的財産であり、可能な限り現状で保存する方が良いとされるべきである。しかし、その過疎の区域では、その他の地域の歴史・文化環境を形成する重要な要素であることがある。基本的には各地域で保存・活用されるべきである。	五名市	1	A	文化庁の発掘調査基準の見直し(破棄、再考)	根拠法令中の「記1(1)中「この二点についての」以下を削除する。 「通知」の別紙2中(1)及び(2)を削除する。 根次長通知に基づき作成された各地方ブロックの「発掘調査基準」中の「基本事項」を廃止する。 今後は「開発行為に係る埋蔵文化財は、掘削その他直接的影響を及ぼす場合は、はたらくまであっても発掘は行わず、原位置保存とする。」に改める。 埋蔵文化財は、国民共通の貴重な国民的財産である。しかし、その過疎の区域では、その他の地域の歴史・文化環境を形成する重要な要素であることがある。基本的には各地域で保存・活用されるべきである。	計画段階で埋蔵文化財を破壊しない設計図を作成する。 文化財発掘に伴う予算費、本調査費用等開発者にとっても経費の削減ができる。 埋蔵文化財担当者を文化財保護法の本来の目的である文化財の保護と活用に向かわせることができる。 規制改革後の発掘調査基準化されたときに、開発行為に係る埋蔵文化財は、掘削その他直接的影響を及ぼす場合は、はたらくまであっても発掘は行わず、原位置保存とする。そこで、これらの遺跡を保存し、かつ現行行為者の経費負担の軽減を可能にするために規制の改正による文化財の現地保存を求めるものである。	・平成10年9月29日付け行保記75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について(通知)」中の「記1(1)」による別紙2(1)、「上記に基づいて作成された平成14年3月31日付け「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は各地方ブロックの「別紙4」調査基準。	文化庁	添付資料1:要望理由書 添付資料2:平成10年9月29日付行保記75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について(通知)」(1)による別紙2(1)、「上記に基づいて作成された平成14年3月31日付け「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」は各地方ブロックの「別紙4」調査基準。					
5009	5009003	z12002	文部科学省	著作権法第13条	著作権法における著作権の保護の対象となるもの(同法第1項第1号)、国や自治体等が音楽等の著作権を主張したり、主張せりしているのが現状です。	d	著作権法においては、著作物の定義として、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学术、美術又は音楽等のもの」(同法第2条第1項第1号)としており、単なる事実やデータのようなものは、そもそも著作権の保護の対象となることはない現状です。	著作権法の規定は前回申し上げたとおりですが、ご指摘のように、一口に国家規格といつても定める内容や作成過程は様々なものですが、原則として著作権を主張するには「国が著作権法第2条第1項第1号」の定義に照らして判断しないかうか国には自信がないことです。(実質的規制)	著作権法の規定は前回申し上げたとおりですが、ご指摘のように、一口に国家規格といつても定める内容や作成過程は様々なものですが、原則として著作権を主張するには「国が著作権法第2条第1項第1号」の定義に照らして判断しないかうか国には自信がないことです。(実質的規制)	特定非営利活動法人環境S.O.自己宣言相互支援ネットワークJAPAN	3	A	国が著作権を有する著作物による規制緩和	当団体は「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示ソリューション」を全国に約80万の事業所を有する介護事業者に普及させることを計画し、そのソフトにて規制緩和を要望します。	国が規制が業務上作成したものについて、あたかもその機関の占有物として著作権を主張するは不当だと思われる現状があります。左に掲げるソリューションは開発中ですが、これにJSQ14001規格を転載し、利用者が参照できるようする予定です。	著作権法第13条	文化庁	添付資料なし							
5036	5036001	z12003	文部科学省	専門職大学院に関する必要な事項について定めます。(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)	専門職大学院における実務家教員の不足から、教育の確保が困難となっている現状を踏まえた要望であり、実務家教員の確保を容易にする実施策が求められます。専門職大学院において一律に設定される最低基準としての割合は、必然的に低めに設定されることが多いことを勘案しながら、中央教育審議会での候補として定めたもののうえ、多くの専門職大学院において割合を定めています。専門職大学院の教育の質向上を可能とする以下の要件の充実分野の専門職大学院において割合を定めることで、各大学の実情に応じて割合を定めることで、専門職大学院における実務家教員の確保を容易にします。	c	専門職大学院における実務家教員の不足から、教育の確保が困難となっている現状を踏まえた要望であり、実務家教員の確保を容易にする実施策が求められます。専門職大学院において一律に設定される最低基準としての割合は、必然的に低めに設定されることが多いことを勘案しながら、中央教育審議会での候補として定めたもののうえ、多くの専門職大学院において割合を定めています。専門職大学院の教育の質向上を可能とする以下の要件の充実分野の専門職大学院において割合を定めることで、各大学の実情に応じて割合を定めることで、専門職大学院における実務家教員の確保を容易にします。	専門職大学院における実務家教員の不足から、教育の確保が困難となっている現状を踏まえた要望であり、実務家教員の確保を容易にする実施策が求められます。専門職大学院において一律に設定される最低基準としての割合は、必然的に低めに設定されることが多いことを勘案しながら、中央教育審議会での候補として定めたもののうえ、多くの専門職大学院において割合を定めています。専門職大学院の教育の質向上を可能とする以下の要件の充実分野の専門職大学院において割合を定めることで、各大学の実情に応じて割合を定めることで、専門職大学院における実務家教員の確保を容易にします。	個人	1	A	専門職大学院における専任教員の要件の緩和	専門職大学院は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓識した能力を発揮することを目的」として学校教育法第3条、8条に委任される専門職大学院人を育成するためには、実務経験を重視して、かつ専門職大学院の教育研究の中核となる専任教員と一定の同等性を確保することが必要であると考えています。	専門職大学院の目的である、高度の専門性を有する専門職大学院人を育成するためには、実務経験を重視して、かつ専門職大学院の教育研究の中核となる専任教員と一定の同等性を確保することが必要であると考えています。	学校教育法第3条、8条、9条、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第5条、附則第1条、大学院設置基準第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第888条、第889条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条										

革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置分類	措置内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改 革A/民間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 の要望内 容	具体的な 事業の 実施内 容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5065	5065003	z12009	文部科学省			文部省通知「学校給食業務の運営について」(1985年)	学校給食業務の運営については、文部省は「学校給食業務の運営の運営の合理化について」(1985年)を発行しています。これは自治体が対応すべき問題と考えます。本來、自治体では同様に会計の半年度原則が存在しますが、例外的に地域の実情によっては現行の運営制度を認めています。	d	-	これは自治体が対応すべき問題と考えます。本來、自治体では同様に会計の半年度原則が存在しますが、例外的に地域の実情によっては現行の運営制度を認めています。	c	学校給食業務の運営については、文部省は「学校給食業務の運営の運営の合理化について」(1985年)を発行しています。これは自治体が対応すべき問題と考えます。本來、自治体では同様に会計の半年度原則が存在しますが、例外的に地域の実情によっては現行の運営制度を認めています。	c	前回、回答のとおり、学校給食業務の民間業者の契約方式については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて契約方式の適正化について検討すべきものと考えています。	3	A	市町村の学校給食の民間委託における入札制度の適正化	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は半年度で、いちらんの受託料が高い場合を除いても、1年経れば、また、入札で委託先が変わることがあります。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、サービスを行なう従業員の雇用安定のため、契約の変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を願いたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は半年度で、いちらんの受託料が高い場合を除いても、1年経れば、また、入札で委託先が変わることがあります。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、サービスを行なう従業員の雇用安定のため、契約の変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を願いたい。	文部科学省					
5065	5065006	z12010	文部科学省			文部省通知「学校給食業務の運営について」(1985年)	学校給食業務の運営については、文部省は「学校給食業務の運営の運営の合理化について」(1985年)を発行しています。これは自治体が対応すべき問題と考えます。本來、自治体では同様に会計の半年度原則が存在しますが、例外的に地域の実情によっては現行の運営制度を認めています。	d	-	これは自治体が対応すべき問題と考えます。本來、自治体では同様に会計の半年度原則が存在しますが、例外的に地域の実情によっては現行の運営制度を認めています。	c	学校給食業務の運営については、文部省は「学校給食業務の運営の運営の合理化について」(1985年)を発行しています。これは自治体が対応すべき問題と考えます。本來、自治体では同様に会計の半年度原則が存在しますが、例外的に地域の実情によっては現行の運営制度を認めています。	c	前回、回答のとおり、学校給食調理業務の民間業者の契約方式については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて契約方式の適正化について検討すべきものと考えています。	6	A	公立小中学校の民間委託入札における資格審査申請書の様式統一	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な標準化を行うためには、各市町村に直接、出向いて届けなければならず膨大な作業、費用の負担がかかる。また、申請書は市町村に直接、出向いて届けなければならず、メールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方にについての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な標準化を行うためには、各市町村に直接、出向いて届けなければならず膨大な作業、費用の負担がかかる。また、申請書は市町村に直接、出向いて届けなければならず、メールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方にについての効率化の指導をお願いしたい。	文部科学省					
5066	5066004	z12011	全省庁	文部科学省発注工事請負等実務規則(平成10年文部科学省令第23号) 別記第二号 製造請負契約 (権利義務の譲渡 第四条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合)			平成14年1月から先掛債権担保保証制度を利用してする場合における債務譲渡契約の部分解除を実施し、さもなくば、平成18年度からその譲渡対象者の範囲等の拡大を指したところである。	c	-	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また、当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。	99		社団法人リース事業協会	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。	各省庁、地方自治体								
5083	5083004	z12012	全省庁	-			御要望は、政府全体としての方針に関わり、また、当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。	c	-	要望者より以下のとおり再意見が来り、再度、貴省からの回答を頂戴いたし。	d	文部科学省所管の審議会については、前掲開議決定に基づき、正当な理由がある場合を除いて、原則公開しています。	4	A	特定官能活動法(子どもに無理強制を:指導協議会)	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進実験部会や中央社会保険医療協議会など)は公開されていますが、財政省の財政制度審議会などは公開されません。これは財政省の財政制度審議会などは、財政省のホームページの週報予定には掲載されているが、非公開となっています。これら審議会等は、公開(密閉可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が毎日「1~2週間後」その一ヶ月で公開され、一切が公表では審議会が公開されているようですが、国民が審議会の詳細を知るには余りにも時間がかかり過ぎる。	全県							

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別 (規制改革事項A/民間開放事項B)	要望事項(事項名)	具体的な内容	具体的な実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)			
5085	5085002	z12013	総務省、文部科学省	-			著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下の通り定義されています。 「有線放送」：第1条第1項第9号の「公衆送信のうち、公衆にとって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信」をいう。 「自動公衆送信」：同項第9号の4)「公衆送信のうち、公衆から求めに応じ自動的に行うもの」の送信又は有線放送に該当するものを除く。をいう。 「IPマルチキャスト放送」は、「閉局内装置または同一内容の送信が行われていますが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの」求めに応じ自動的に行うものであることから、著作権法上の「自動公衆送信」に該当すると考えられます。	e				今回いただきたご要望は、電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることであって、要望事項は「規制」に関するものではないと思われます。 なお、ご要望事項について、現在、文化審議会著作権分科会規制問題専門委員会において検討が行われております。IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信については、平成18年3月には「IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信に係る地上デジタル放送の同時再送信に係る位置づけ」が位置づけられており、その方向性が示されたことから、著作権法上の「有線放送」、同様の取扱いとすべきであるとの方向性が示されたことから、著作権法上の「有線放送」に該当すると考えられます。			99					KDDI株式会社	2	A	電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いたIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけにして頂きたい。	IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行なうことが認められています。 IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が「有線放送」と認められれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事实上、地上放送等の同時再送信が実現できません。 IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信を実現するためには、IPマルチキャスト放送が著作権法上の「有線放送」と位置づけられる必要がありますが、現時点では、「有線放送」と位置づけられない。	IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラの利活用を円滑に行なうために、IPマルチキャスト放送での地上放送等の同時再送信を実現するには、現行著作権法上の「有線放送」と位置づける必要がある。		著作権法、情報通信政策局、情報通信政策局、内閣官房(知的財産戦略本部)、IT戦略本部	文化庁長官官邸、各省地場情報通信政策局、内閣官房(知的財産戦略本部)、IT戦略本部